

社会福祉法人神川町社会福祉協議会情報公開規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人神川町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の保有する文書の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

(1) 社協文書 本会の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスク、その他これらに類するものであって、職員が組織的に用いるものとして、本会が保有しているものをいう。ただし、一般に用意に入手することができるもの又は一般に利用できる施設において閲覧に供されているものを除く。

(2) 社協文書の公開 本会がこの規則に定めるところにより、社協文書を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

(解釈及び運用)

第3条 本会は、この規則の解釈及び運用に当たっては、社協文書の公開を求める者の意思を十分に尊重するとともに、個人に関する情報が十分保護されるよう配慮しなければならない。

(社協文書の公開を申出できる者)

第4条 次に掲げる者は、本会に対し、社協文書の公開（第5条に掲げる者にあつては、その者に有する利害関係に係る社協文書の公開に限る。）を申出することができる。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
- (3) 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内に存する学校に在学する者
- (5) その他本会が行う事務事業に利害関係を有する者

(申出方法)

第5条 前条の規定による社協文書の公開の申出（以下「公開申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した文書公開申出書（様式第1号）を本会に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他団体にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名）
- (2) 社協文書の名称、その他の公開申出に係る社協文書を特定するために必要な事項

(3) その他本会が定める事項

(社協文書の公開)

第6条 本会は公開申出があったときは、公開申出に係る社協文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開申出をした者（以下「公開申出者」という。）に対し、当該社協文書を公開しなければならない。

(1) 法令又は規則（以下「法令等」という。）の規定により公にすることができないとされている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競走上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 本会の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているその他の当該条件を付することが、当該情報の性質、当時の情報等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 本会及び国等（国又は、地方公共団体をいう。以下同じ）が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(5) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護その他の公共安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(社協文書の部分公開)

第7条 本会は、公開申出に係る社協文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開申出者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、

この限りではない。

(社協文書の存否に関する情報)

第8条 公開申出に対し、当該公開申出に係る社協文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、本会は、当該社協文書の存否を明らかにしないで、当該公開申出を拒否することができる。

(公開申出に対する回答)

第9条 本会は、第5条の申出があったときは、文書公開回答書(様式第2号)により回答しなければならない。

(公開回答の期限)

第10条 前条の回答(以下「公開回答」という。)は、公開申出があった日から起算して15日以内にしなければならない。

2 前項の規定に関わらず、本会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、本会は、公開申出者に対し、同項に規定する期間内に、延長後の期間及び延長の理由を文書公開回答期間延長通知書(様式第3号)により通知しなければならない。

(第三者の意見聴取)

第11条 公開申出に係る社協文書に公開申出者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、本会は、公開回答をするに当たって、当該第三者の意見を聞くことができる。

(社協文書の公開の実施)

第12条 社協文書の公開の実施は、次の各号に掲げる社協文書の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。ただし、閲覧の方法による社協文書の公開にあたっては、本会は、当該社協文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

(1) 文書、図画及び写真 閲覧又は写しの交付

(2) 録音及び録画に係るもの 視聴

(3) フィルム、磁気テープ、磁気ディスク等 記録された情報を通常の方法により印字装置を用いて出力したものの閲覧又はその写しの交付

(社協文書の任意公開)

第13条 本会は、第4条の規定により社協文書の公開を申出することができる者以外の者から社協文書の公開の申出があったときは、これに応ずるように努めるものとする。

(費用負担)

第 14 号 この規則の定めにより文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担するものとして、その額は、別表のとおりとする。

(情報提供の推進)

第 15 条 本会は、情報公開を総合的に推進するため、社協文書の公開を行うほか、本会の事業に関する情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう積極的な情報提供に努めるものとする。

(検索資料の作成等)

第 16 条 本会は、社協文書の検索に必要な資料を作成し、閲覧に供するものとする。

(他の制度との調整)

第 17 条 この規則は、他の規則等の規程により、社協文書の公開の手続きが定められている場合における当該社協文書の公開については、適用しない。

(委任)

第 18 条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は平成 22 年 5 月 1 日より施行する。

別 表 (第 14 条関係)

複写機による普通紙を用いた写し (A3 判まで)	モノクロ 1 面につき 10 円
その他の複写	作成にかかった費用

様式第 1 号

文 書 公 開 申 出 書

平成 年 月 日

社会福祉法人神川町社会福祉協議会
会 長 様

郵便番号 住所(所在地)	
氏 名 (名称・代表者氏名)	
電話番号	
法人等の連絡先	

社会福祉法人神川町社会福祉協議会情報公開規則第 5 条の規定により次のとおり文書公開の申出をします。

公開申出に係る文書の名称または内容	
公開の方法	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付(郵送希望 有・無)
申出者の区分	1 町内に住所を有する者 2 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 3 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者 4 町内に存する学校に在学する者 2 から 4 までの場合 (事務所の名称) (所在地) 5 社会福祉協議会が行う事務事業に利害関係を有する者 (利害関係の内容) 6 規則第 4 条以外の者
備考	

(注) 1 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。

2 「公開申出にかかる文書の名称又は内容」欄は、文書を特定するためできるだけ具体的に記入してください。

様式第2号

文 書 公 開 回 答 書

平成 年 月 日

様

社会福祉法人神川町社会福祉協議会
会 長 印

平成 年 月 日付で申出のあった文書の公開については、次のとおり回答します。

公開申出に係る文書の名称または内容	
回答の内容	
公開の方法	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付 (郵送希望 有・無)
公開の日時	平成 年 月 日 () 午前 時 分 午後
公開の場所	
非公開理由又は一部公開における非公開理由及び部分	
連絡先	電話番号
備考	

- (注) 1 文書の交付を受ける際には、この通知書を提示してください。
2 指定の日時に来所できないときは、あらかじめ後連絡ください。

様式第3号

文 書 公 開 回 答 期 間 延 長 通 知 書

平成 年 月 日

様

社会福祉法人神川町社会福祉協議会
会 長 印

平成 年 月 日付けで申出のあった文書の公開については、社会福祉法人神川町社会福祉協議会情報公開規則第10条2項の規定により次のとおり回答する期間を延長したので通知します。

公開申出に係る文書の名称 またなは内容	
延長後の 決定期間	平成 年 月 日 () から平成 年 月 日 () まで
延長の理由	
連絡先	電話番号
備 考	